

---

## 1 番 堀江洋子議員

次に、通告順 7 番堀江洋子議員の一般質問を行いますので、堀江洋子議員は質問席に移動してください。

それでは、通告順 7 番 堀江洋子議員の発言を許可します。

堀江洋子議員。

( 1 番 堀江洋子議員 登壇 )

1 番 ( 堀江洋子君 ) 日本共産党の堀江洋子です。まず 1 点目に紙おむつ購入券の給付事業について、お伺いをいたします。この事業は社会福祉協議会でやっている事業でありまして、紙おむつ購入給付事業というものがございます。目的としまして、在宅で紙おむつを必要とするものに対して、紙おむつ購入券を給付することによって、家族等の介護の経済的負担を軽減するとともに、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的として設置されているものであります。

この対象者といたしましては、大台町に在住されております在宅の寝たきり高齢者、虚弱高齢者、認知症の高齢者、障がい者ということで、施設の入所や入院患者でないものでありまして、紙おむつが必要となった日から継続をして、1 カ月以上使用しているもので、1 カ月の使用が 30 枚以上ということで、尿とりパット類は除いて対象とされているものであります。また乳幼児の紙おむつ使用は対象にはならないというものであります。

申請をされてから希望される方は介護者、また希望する方は民生委員さんに届け出をして、申請書を出して社協のほうから決定されて通知がいくということで、毎月 1 枚 3000 円の紙おむつ購入券を発行するというものであります。大変民生委員の方にはお世話になっておりまして、民生委員さんが対象者にこの紙おむつ券を配布されるという仕事もしていただいております。そこで住民の方からもやはり紙おむつだけではなくて、尿とりパットですね、尿とりパットもこの対象としてほしいという声がございます。購入できる品物が、紙おむ

つとパンツ式の紙おむつ、これに限られておりまして、尿とりパット類は除くとなっておりますので、もう少し見直しをすべきではないかと私も考えますので、この点について改善を求めるものでございます。

議長（大西慶治君） 町長。

町長（尾上武義君） それでは1問目の尿とりパットも給付できるように見直しをとということで、お答えをいたします。この事業は在宅で紙おむつを必要とする方に対して、紙おむつ購入券を給付することにより、家族等の介護の経済的負担を軽減するとともに、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的として展開をしている事業でございます。事業につきましては、社会福祉協議会が町の負担金によりまして、3000円の紙おむつ購入券で紙おむつ及びパンツ式おむつのみ購入可能な制度として取り組んでおります。しかし今の制度では、堀江議員ご指摘のとおり、選択の幅が限られて使いにくいという声もあると聞いております。したがって、使用される方の利便性を考慮し、尿とりパットも購入できるように民生委員の皆さんの意見を聞きながら、社会福祉協議会とも協議をし、制度の見直しを図っていきたいと考えているところでございます。ご理解のお願いをいたしまして、答弁といたします。

議長（大西慶治君） 堀江洋子議員。

1番（堀江洋子君） 社協とも協議をしていただくということで、民生委員さんの声も聞いていただくという答弁でありましたけれども、私も理事でございまして、先日社協の理事会のうちに、この事業について理事の皆さんの声も承ったところです。こういう尿とりパットも対象としてほしいという声がありますと。で、会長も始め事務局、そして理事の皆さんのご意見も伺いました。その中でも会長も事務局も民生委員さんの方も、やはり民生委員さんもこれまで以前も、尿とりパットを使えるように、購入できるようにしてほしいんだという意見も出していたということを言ってみえました。社会福祉協議会のほうは、そういう体制で理事会の中では、私がじゃあ一般質問、議会のほうでさせていただいてよろしいですかというふうにお伺いもいたしまして、ぜひとも議

会で取り上げてくださいますということもありまして、社協はそういう考えでいてくださると思うんです。やはり利便性のことを考えれば、先ほど町長も申されましたけれども、尿とりパットを使えるようにするには、社協のほうの体制は、私は整っているんじゃないのかなと、民生委員さんとかほかの民生委員さんの方もいらっしゃるんですけども、社協の理事の代表として民生委員さんの代表がいらっしゃるんで、そういう声もありましたので、再度答弁を求めます。

議長（大西慶治君） 町長。

町長（尾上武義君） そこら辺ちょっとこう私のほうとしては欠落していた部分がございます、申しわけないことではございますが、そういうことではございましたら、何もこちらの判断次第というふうなこともありますんで、早期にそこら辺も対象に加える中で、別に予算がどうのこうのということではございませんので、対象にするかしないかということだけでございますので、早くそこら辺が実施ができるように進めてまいりたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

議長（大西慶治君） 堀江洋子議員。

1番（堀江洋子君） 次に就学援助制度についてお伺いをいたします。これまでも就学援助制度の問題につきましては、議会でも何度か質問をさせていただいてまいりました。就学援助制度というのは、憲法第26条に、すべて国民は法律の定めるところによりその能力に応じて等しく教育を受ける権利を有することを補償することを目的とした制度であります。そこで2010年1月29日に開催した平成21年度都道府県指定都市教育委員会管理指導事務主幹部課長会議の中で、これまでも対象費目の拡大が指摘をされていたとされまして、要保護児童生徒援助費補助金においても、新たにクラブ活動費、学級費、PTA会費を国庫補助対象に追加をしたというふうに説明がなされております。その理由として、2点上げられておりまして、新学習指導要領において、部活動も教育の一貫として位置づけられたこと。そして生活保護において、生徒会費、PTA会費も教育扶助の対象となっており、平成21年度補正予算から部活動

に要する経費も補助対象として計上していると、この2点を上げております。また文部科学省は準要保護児童生徒の就学援助費についても、一般財源化されているということでもあります。このように2010年度から国が新規に予算化をされました。要保護児童生徒の就学援助費にクラブ活動費、そして生徒会費、PTA会費が教育扶助と対象となりましたので、町の対応についてお伺いをするものでございます。

議長（大西慶治君） 教育長。

教育長（村田文廣君） 第2点目の就学援助制度についてお答えいたします。今回教育扶助の対象となったクラブ活動費、これは中学校におきます課外活動であります部活動も含んでおります。それから生徒会費、PTA会費の町の対応についてでございますが、現在、要保護・準要保護児童生徒に対しまして、町が援助を実施しております制度の内容につきましては、援助の支給対象項目が学用品費、通学用品費、新入学生徒学用品費、校外活動費、修学旅行費、給食費の六つの費用に、昨年度から学校病医療費の援助を加えまして、七つの項目に対して実施しております。

今回、国は平成21年7月3日に出されました、教育安心社会の実現に関する懇談会報告の中で、就学援助の拡大として生徒会費や部活動費等が示されました。これを受けまして改正されたものでありますが、内容につきましては、現在実施しております就学援助と同様に、市町村が援助する要保護児童生徒の就学援助の2分の1を国が負担するというものでございます。

対象の金額で申し上げますと、基準の年額でございますが、クラブ活動費が小学校2550円、中学校が2万6500円。生徒会費が小学校4350円、中学校4940円。PTA会費が小学校3040円、中学校3960円というものでございます。状況といたしましては、中学校は新規の3項目が対象になりますが、小学校につきましてはPTA会費、それからクラブ活動費、小学校では行ってはおるんですけども、これが対象になる児童がどれだけおるかちょっとあれですけども、少しばかりは対象になる児童もおると思っておりますけども、

クラブ活動費、ただ生徒会費これは小学校のほうは徴収しておりませんので、この2点が対象になってまいります。

町教育委員会といたしましては、これを受けまして、要保護児童生徒に対し本年度中に実施したいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（大西慶治君） 堀江洋子議員。

1番（堀江洋子君） 国は2010年度から予算化をされておるということで、町としては本年度中に実施という答弁があったわけですが、国が予算化されているので、本年度中ということは、これまでは対象となるべきものが、逆上って遡及してきちんと適用できるのかという点についてお伺いをいたしたいと思います。本年度中ということになると、まだ4、5、6、まだ3カ月はありますけれども、遡及適用というのか、国が予算化されておりますので、きちんと対応ができて等しく教育が受けられる状況になるのかという点についてお伺いをいたします。

議長（大西慶治君） 教育長。

教育長（村田文廣君） 現在のところ要保護児童あるいは準要保護児童、今6月30日に一応締め切りでございまして、また今のところは出てきておりません。4月1日というか、年額として給付するものでございまして、その点はきちんと今年度中、給付できるものと思います。

議長（大西慶治君） 堀江洋子議員。

1番（堀江洋子君） 3点目の質問に移ります。1級町道下三瀬・上三瀬線についてお伺いをいたします。このことは地域の方から大変強い要望でございまして、この役場から松阪方面に向かってもらって、中部電力が上三瀬にございまして、上三瀬のバス停の点滅信号があるわけですが、その点滅信号を左折していただいた1級町道下三瀬・上三瀬線というんですけれども、その側溝が大変整備をしてほしいということで、要望もあるわけですが、道幅も狭く、そして車の対向も大変思うようにままならない場所でもご

ざいます。この整備を求めるものでございます。答弁を求めます。

議長（大西慶治君） 町長。

町長（尾上武義君） それでは、3問目の1級町道下三瀬・上三瀬線の側溝整備についてお答えをいたします。この路線につきましては、下三瀬地内の木材市場付近の国道42号の分岐を起点としまして、中部電力の大台サービスステーション横の国道42号を結ぶ延長1228.5メートルの路線でございます。昭和61年に町道路線として認定したものでございます。この路線は地域の皆様の通勤、通学や、生活道路として利用されております重要な路線と認識をいたしております。今回要望いただきました路線終点の国道42号からJRの踏切周辺の側溝整備につきましては、国道42号からJRの踏切までの区間は農業用水路として使用されております。その途中に分水する箇所がありまして、水路に蓋をかけますと、用水を切り替えするたびに、蓋を取り外すこととなり、維持管理上、不便をかけることとなりますので、用水路の管理者と協議をし、理解を得られましたら整備をいたしたいと考えております。

また踏切から山手の部分は地元の区長さんとも協議をして実施に向けて準備をしたいと考えておりますので、ご理解をお願いしまして答弁いたします。

議長（大西慶治君） 堀江洋子議員。

1番（堀江洋子君） 農業用水の部分のところもありということで、答弁をいただきました。そのほかの部分については、また区長のほうと相談していただくということでもありますけれども、その蓋を取り外して掃除をしたりとかいう作業とか、いろいろあると思うんですけれども、聞くところによりますと維持管理をされているその代表者の方と、それから水利組合の方ですよね、水利組合の代表の方も、それからその受益者となっている方もいるんですけれども、その方も了解をいただいているというふうに、私も区長のほうからも伺っているわけです。その点がもうクリアーされていけば、整備ができるということなのか、お伺いをいたしたいと思えます。

議長（大西慶治君） 町長。

町長（尾上武義君） 水のことでございますので、大水が出たりとか、いろいろとその管理上の問題点も発生することもあるかと思いますが、そこら辺も詰めながら実施に向けて取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（大西慶治君） 堀江洋子議員。

1番（堀江洋子君） 4点目の北畠神社前の橋梁についてお伺いをいたします。熊野古道伊勢新茶ウォーク、それからふるさと案内人の会のイベント、そして近畿自然歩道ということで、北畠家の遺跡をたどる道などということで、史跡探訪を大変されておりまして、町内外から観光客の方が多数地域を訪れているところですが、その北畠前の橋梁は、枕木がJRというのか、その当時は国鉄だったと思うんですが、その枕木が17本、下に敷いてありまして手すりも大変さびてしまって、私が見ますと大変危険な状況じゃないかなというふうに思います。橋りょうの整備をすべきではないかと考えますので、見解を求めるものでございます。

議長（大西慶治君） 町長。

町長（尾上武義君） それでは4問目の北畠神社前橋梁の整備についてお答えをいたします。この橋梁でございますが、北畠神社に向かいます途中にございまして、上三瀬区から腐食し落下する危険があるとの理由から、架け替えについて、昨年12月に要望をいただいたところでございます。

町といたしましても、北畠家にまつわる遺跡は貴重な文化財であると十分認識をいたしているところでございまして、平成19年度には観光協会が熊野古道の伊勢新茶ウォーク、平成20年度にはふるさと案内人会が、伊勢国司北畠具教縁の地を歩くと銘打ったイベントを行っていただいたり、この橋を利用しているところでございます。そこで三瀬砦跡から北畠具教伊勢館跡、北畠神社を越え三瀬谷ダムから滝原駅へ向かうコースが、三重県の近畿自然歩道、38ルートの一つに指定をされております。来年度から始まります自然環境整備交付金事業で、この橋梁の整備ができないかを検討しているところでございます。

この自然環境整備交付金事業でございますが、本年度にその計画を作成し5カ年で実施する補助率、国が45%の交付金事業であると伺っておりますが、今後開催されます説明会を踏まえ、県とも調整しながら前向きに対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いし答弁いたします。

議長（大西慶治君） 堀江洋子議員の一般質問が終了しました。

しばらく休憩します。再開は午後1時とします。

（「やるよ」と呼ぶ者あり）

議長（大西慶治君） 質問者のご意見がするという事ですので、させていただきます。再開は11時15分とさせていただきます。失礼しました。

（午前11時08分 休憩）

（午前11時15分 再開）

議長（大西慶治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。